特定建設作業等実施届出に必要な書類

１．　特定建設作業実施届書（騒音・振動）

２．　付近見取図（住宅地図等で構いません）

３．　工事工程表（特定建設作業の工程を明示したもの）

４．　作業場の概略図

５．　使用機械のカタログコピー

以上５点を、特定建設作業を開始する日の７日前までに環境政策課（熊谷市役所江南庁舎２階）へ２部（正・副）ご提出ください。
メールにより提出を希望される場合には、
kankyoseisaku アットマーク city.kumagaya.lg.jp へ必要書類を添えて送信ください。（アットマークを@に変換してご利用ください）

また、使用する機械及び作業の内容によっては振動規制法に基づく届出も必要になりますので、ご確認をお願いいたします。

旧妻沼町地内で工事を実施する場合は、妻沼庁舎地域振興係への提出となりますので、ご注意ください。

なお、既に工事が着工済であり届出が未提出であった場合には、遅延理由書（任意様式）の提出を併せてお願いいたします。

熊谷市　環境政策課　公害対策係
電話　048-536-1548